

フロンティア観光バス株式会社 安全管理規定

(目的)

第1条 この規定（以下「本規定」という。）は道路運送法（以下「法」という。）第22条の2項及び第29条の3項の規定に基づき、フロンティア観光バス株式会社（以下「当社」という。）の輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、以て輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規定は、当社の一般貸切旅客運送事業に係る業務活動に適用する。

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条

1. 社長及び役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。
2. 社長及び役員は、現場における安全に関する意見に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、全社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
3. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、検証、改善（Plan、Do、Check、Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務に遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努めます。
4. 輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全移管する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

1. 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
2. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的に行うように努めること。
3. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置及び予防措置を講じること。
4. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
5. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第 5 条 前条に掲げる方針に基づき目標を別に定める。

また自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故とは下記の表による。

自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故の定義

- ① 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、もしくは接触したもの
- ② 10 台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- ③ 死者または重症者を生じたもの
- ④ 10 人以上の負傷者を生じたもの
- ⑤ 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの
- ⑥ 救護義務違反があつたもの
- ⑤ 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に障害が生じたもの
- ⑥ 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
- ⑥ 運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- ⑦ 高速自動車国道又は自動車専用道路において、三時間以上自動車の通行を禁止させたもの
- ⑦ 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの

(輸送の安全に関する計画)

第 6 条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全移管する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

(社長の責務)

第 7 条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

1. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
2. 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
3. 経営トップは、輸送の安全を確保するために業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第 8 条 1. 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
2. 各営業所の所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関して営業所を統治し、管理監督を行う。
3. 輸送の安全に関する指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別の定める組織図により明確化する。

(安全統括管理者の選任及び解任)

- 第 9 条
1. 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第 47 条 5 項に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
 2. 安全統括管理者が次の各号の何れかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由のより職務を引続き行うことが困難となったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は、輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその責務を引続き行うことが、輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあるとき。

(安全統括管理者の責務)

- 第 10 条
- 安全統括管理者は、次の掲げる責務を有する。
- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
 - (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
 - (3) 輸送の安全の確保に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
 - (4) 輸送の安全の確保に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
 - (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的にかつ必要に応じて随時内部監査を行い、社長に報告すること。
 - (6) 経営トップに対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意

見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

(7) 運行管理が適切に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。

(8) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。

(9) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。

(10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第 11 条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画を従い、輸送の安全移管する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する費用支出及び投資)

第 12 条 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第 13 条 経営トップは現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり隠匿したりせず直ちに、関係者に伝え適切な対処策を講じる。

(事故、災害に関する報告連絡体制)

第 14 条 1. 事故、災害が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別の定める組織図による。
2. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内が必要な部局に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第 1 項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則に定める自己、災害等があった場合は報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第 15 条 第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するために、必要となる人材育

成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

- 第 16 条
1. 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、内部監査を年に一回以上定期的に実施する。また、重大な事故が発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
 2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

- 第 17 条
1. 経営トップは、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や、改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
 2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において、現在よりも更に高度な安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

- 第 18 条
1. 次に掲げる輸送の安全移管する情報については毎年度、外部へ公表する。
 - (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
 - (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - (3) 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計
 - (4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
 - (5) 輸送の安全に関する重点施策
 - (6) 輸送の安全に関する計画
 - (7) 輸送の安全に関する予算等の実績額
 - (8) 事故、災害等に関する報告連絡体制
 - (9) 安全統括管理者、安全管理規定
 - (10) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

- (11) 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容
2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全移管する記録の管理等)

- 第 19 条
1. 本規定は、業務の実態に応じ定期的に及び適時適切に見直しを行う。
 2. 輸送の安全に関する、事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
 3. 前項に掲げる情報、その他の輸送の安全に関する情報等の文書の記録及び保存の方法は別に定める。

(附則)

- 第 20 条
1. 本規定は平成 26 年 1 月 1 日より実施する。